

関係各位

堺市 健康福祉局 長寿社会部
介護保険課長

令和3年1月緊急事態宣言及び大阪府緊急事態措置を踏まえた本市における要介護等認定の臨時的な取扱い（延長する認定有効期間の月数）の変更、認定調査について（通知）

日頃より、本市介護保険制度の実施にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

標記の件について、令和3年1月13日に発令された緊急事態宣言を受け、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、本市における要介護認定の臨時的な取扱い（延長する認定有効期間の月数）の変更及び認定調査について、下記の取扱いといたします。

記

<介護等認定の取扱いについて>

- 今回の緊急事態宣言発令において、更新申請者に対し、一律に認定有効期間の延長は行いません。
- 更新申請者のうち、認定調査の実施困難施設入所者や新型コロナウイルス感染への不安から認定調査をお断りされる申し出をされた方には、認定調査は実施せず、更新手続きは以下の通りとします。
 - ・更新申請者の認定有効期間を延長する場合は、現行の「6か月」から「12か月」へ月数を変更します。ただし、「12か月」延長の対象者は、現在の認定有効期間の終了日が令和3年3月31日以降の被保険者とします。
 - ・延長した期間の要介護度は、従来どおり、現在の要介護度と同じとします。
 - ・対象者の方へは準備が整い次第、被保険者証を送付します。
 - ・延長した有効期間の満了前であっても、心身の状態が変化した等の場合は、区分変更の申請を行うことが可能です。また、延長した有効期間満了60日前から更新申請を行うことができます。
- 更新認定申請を行っていない被保険者は、有効期間延長の対象とはなりません。
- 新規申請及び区分変更申請（要支援者にかかる新規申請を含む）については、これまでどおり、認定調査を実施し、介護認定審査会において審査判定を行います。

<問い合わせ先>
堺市 健康福祉局 長寿社会部
介護保険課 認定点検係
担当 越川（えちかわ）・廣地
TEL 072-228-7513